

令和 5 年 5 月

秋田県工事検査要綱・要領

秋 田 県

目 次

秋田県工事検査要綱	1
秋田県県営工事検査実施要領	4
秋田県補助事業工事確認検査実施要領	33
秋田県補助事業工事経理検査実施要領	43
秋田県工事検査関係質疑応答	49
関 係 通 達	54
中間検査運用基準	63
関 係 法 令 等	66

秋 田 県 工 事 検 査 要 綱

秋田県工事検査要綱

秋田県工事検査要綱を次のように定める。

（趣旨）

第一条 この要綱は、法令に特別の定めがあるものを除くほか、工事の適正かつ効率的な施行を確保するために行う検査の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語の意義）

第二条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 工事 秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号）第188条に規定する工事をいう。
- 二 県営工事 知事又はその委任を受けた者が請負契約を締結して施行する工事をいう。
- 三 補助事業工事 市町村、団体等が県から交付される国庫又は県単補助金により施行する工事をいう。

（検査の種類等）

第三条 検査の種類及び内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 完成検査 工事の完成後に、当該工事の出来形及び品質について行うものとする。
 - 二 中間検査 工事の施行途中に、工事の完成後では検査が著しく困難であるものについて行うものとする。
 - 三 出来形検査 工事の完成前に、当該工事の既成部分の出来高について行うものとする。
 - 四 経理検査 事業費の経理の状況について行うものとする。
- 2 完成検査、中間検査及び出来形検査は県営工事及び補助事業工事について行い、経理検査は補助事業工事について行うものとする。

（検査の要領）

第四条 検査は、別に定めるところにより、完成検査、中間検査及び出来形検査にあつては工事請負契約書、設計図書、仕様書、その他関係書類に基づき使用材料、施行状況、出来形及び品質を、経理検査にあつては関係帳簿に基づき事業費の経理状況を、それぞれ書類及び実施について検査し、その適否を明らかにしなければならない。

（検査を行う者）

第五条 検査は、次の各号に掲げる者（以下「検査員」という。）が行うものとする。

- 一 出納局検査課に勤務する職員
- 二 本庁（秋田県行政組織規則（昭和56年秋田県規則第21号）第3条に規定する課及び同規則第4条第2項に規定する課をいう。）において当該事業を主管する課に勤務する職員で知事が命ずる者
- 三 地方機関に勤務する職員で知事が命ずる者
- 四 その他知事が特に必要と認める者

（検査の時期）

第六条 検査（中間検査を除く）は、次の各号に掲げる書類の提出があつたときに行わなければならない。

- 一 県営工事 工事完成届又は部分払請求書
- 二 補助事業工事 補助金等の請求書及び実績報告書

2 中間検査は、工事施行途中において必要に応じて行うものとする。

3 知事は、特に必要と認めた場合は、前二項の規定にかかわらず、検査員に随時検査を行わせることがある。

(検査の手続き)

第七条 検査員は、検査を行うときは、当該工事の施行に係る関係者（以下「関係者」という。）に検査の対象、日時、場所、その他必要な事項を連絡又は通知し、関係者の立会いを求めるものとする。

2 検査員は、検査上必要な機械器具、帳簿等を準備させるほか、工事現場に必要な措置をするようあらかじめ連絡又は通知するものとする。

(検査の報告等)

第八条 検査員は、検査が終了したときは、速かに検査報告書を作成して知事に提出しなければならない。この場合において、検査の結果、事業の遂行について改善を要するものと認めた事項に関し意見を付すことができる。

2 補助事業の検査の結果については、書面により当該事業の主管部局長及び施行者に通知するものとする。

(検査員の心得等)

第九条 検査員は、検査を行うにあたっては、常に厳正かつ公平な態度を保持しなければならない。

2 検査員は、検査を行うにあたっては、その身分を示す別記様式による検査員証を携帯し、当該事業の関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(検査の停止等)

第十条 検査員は、妨害、拒否、その他の事由により検査の実施が困難であると認めたときは、検査を停止し、直ちにその旨を上司に報告してその指示を受けなければならない。

(委任規定)

第十一条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附則（平成19年検－36）

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成21年7月1日から施行する。

平成19年3月31日において、廃止される前の工事検査規程に基づいて発行された工事検査員証は、この要綱において発行された工事検査員証と見なす。

別記様式（第九条関係）

検 査 員 証

（表 面）

第	号
工 事 検 査 員 証	
秋田県職員	
氏 名	
	年 月 日 生
秋田県工事検査要綱第五条の規定による 検査員であることを証明する。	
年 月 日	
秋田県知事	印

（裏 面）

1	本証は、工事検査に際し必ず携帯すること。
2	本証は、検査を受ける関係者から請求があったときは、提示すること。
3	本証を紛失したときは、直ちに届け出ること。
4	検査員は、退職等のため不要となったときは、直ちに本証を返還すること。

秋田県県営工事検査実施要領

秋田県県営工事検査実施要領

（目的）

第1 条 この要領は、秋田県工事検査要綱（以下「要綱」という。）による県営工事の検査を実施するため必要な事項を定めるものとする。

（検査の要領）

第2 条 検査は、原則として実測によるものとし「工事検査の基準」（別記第1）により行うものとする。

（検査区分）

第3 条 要綱第五条に規定する検査員の検査を行う区分はつぎのとおりとする。ただし、知事が必要と認めるときは当該検査員以外の検査員に検査を行わせることができる。

検査区分表

検査区分	1. 完成検査	イ 1 件の契約額が2,000万円以上の工事については、要綱第五条第一号の検査員（以下「専任検査員」という。）が行う。 ロ 1 件の契約額が2,000万円未満の工事については、要綱第五条第三号の検査員（以下「地方検査員」という。）が行う。 （地方検査員のいない場合は、要綱第五条第二号の検査員が行う。以下同じ。）
	2. 中間検査	イ 1 件の契約額が2,000万円以上の工事については、専任検査員が行う。 ロ 1 件の契約額が2,000万円未満の工事については、地方検査員が行う。
	3. 出来形検査	イ 地方検査員が行う。

（検査の時期及び要請）

第4 条 工事を主管する本庁の課（室）長及び地方機関の長（以下「課所長」という。）は、専任検査員の検査を要する工事について要綱第六条に規定する検査の時期を見通して、別記様式第1 号による検査要請書を検査課長に提出し、完成確認は受検日前までに行うものとする。

2 中間検査で、専任検査員に検査要請する場合は、別記様式第1号により行うものとする。

3 中間検査は、完成後出来形、品質の適否を容易に確認し難い工事、又は完成後手直しが著しく困難と思われる重要構造物について実施するが、監督職員の実施する段階確認をもってこれに替えることもできる。

（関係者）

第5 条 要綱第七条第一項の「工事の施行に係る関係者」とは、次の者をいう。

1 施行主体責任者

2 工事契約者及び現場担当責任者

3 工事監督職員

(検査に対する準備)

第6 条 要綱第七条第二項の「検査上必要な機械器具、帳簿等」とは別記第2に掲げるものをいう。

(検査後の措置)

第7 条 要綱第八条の規定における改善を要する事項については、軽易なものを除き当該事業の主管課（室）長と協議するものとし、その結果に基づき主管課（室）長は必要な措置を講ずるものとする。

2 軽易な手直し工事を要するときは別記様式第2号の指示書により指示し、それが完成したときは別記様式第3号の手直し工事完成報告書を提出するものとする。

(検査報告書)

第8 条 要綱第八条に規定する検査報告書は、様式第4号の1、様式第4号の2とする。

附則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成21年7月1日 から施行する。

附則

この要領は、平成22年4月1日 から施行する。

附則

この要領は、平成24年11月1日 から施行する。

附則

この要領は、平成28年4月1日 から施行する。

附則

この要領は、平成31年4月1日 から施行する。

附則

この要領は、令和5年4月1日 から施行する。

工 事 検 査 の 基 準

（平成31年4月1日施行）

（1）基本事項

工 種	検 査 実 施 内 容	検 査 方 法
一般共通事項	1 延長の検査	起終点もしくは適宜抽出した各測点間について検測するほか、段階確認資料及び施工管理資料による。
	2 幅員、法長、法勾配、高さ、深さの検査	適宜抽出した測点について検測するほか、段階確認資料及び施工管理資料による。
	3 基準高の検査	適宜抽出した測点について検測するほか、段階確認資料及び施工管理資料による。
	4 平面線形	計画中心線を基準に各法線を見通し、特に曲線部取合せ法線を確認するほか、段階確認資料及び施工管理資料による。
	5 主要資材の検査	規格、品質、数量等を写真並びに関係書類により確認するほか、必要に応じて検測、あるいは試験により判定する。
	6 構造物の検査	(1) 長さ、幅、高さ、品質等を検測及び確認するほか、段階確認資料及び施工管理資料による。 (2) コンクリート構造物の強度確認は段階確認資料及び施工管理資料によるほか、シュミットハンマー、その他の方法で表面強度を確認するとともに、必要に応じてコア採取による圧縮強度試験あるいはコンクリートの填充程度等の水密性を注水試験によって確認する。 なお、重要構造物の鉄筋、鉄骨、P C鋼材等の配筋、配置等については、中間検査及び段階確認資料並びに施工管理資料による。
	7 埋設構造物の検査	中間検査及び段階確認資料並びに施工管理資料による。
	8 基礎工の検査	重要構造物の基礎工は、中間検査によるほか、段階確認資料及び施工管理資料による。
	9 建設副産物処理の検査	段階確認資料及び施工管理資料によるほか、必要あると認めたときは実地確認する。
	10 その他	(1) 特記仕様書にあるものはそれによる。 (2) この「工事検査の基準」によりがたい場合及び特殊な工事等については、工事の内容、規模等を勘案の上、適宜実施するものとする。

(2) 出来形検査

工 種	項 目	検 査 実 施 内 容	検 査 基 準
1 土 工			
1-1	一 般 土 工	基準高、断面、延長	1 工事原則 3 箇所とし規模に応じ適宜 検測するほか、段階確認資料及び施工管 理資料による。
1-2	道 路 土 工	基準高、幅員、法長、延長	1 - 1に準ずる。
1-3	河 川 土 工	基準高(天端、河床)、天端幅、 河道幅、法長、延長	1 - 1に準ずる。
2 基礎工			
2-1	直 接 基 礎	基準高、幅、延長	重要な構造物基礎以外は段階確認資料 及び施工管理資料によるほか、必要ある と認めたときは、1構造物について1箇所 以上。
2-2	ぐり石基礎等	基準高、幅、厚さ、延長	2 - 1に準ずる。
2-3	既 製 杭 基 礎	基準高、中心間隔(偏心)、杭 頭処理	1 工事 3 箇所以上。
2-4	場所打杭基礎	基準高、中心間隔(偏心)	2 - 3に準ずる。
3 矢板工 (鋼矢板 コンク リート 矢板等)		基準高、延長、中心線のズレ	2 - 3に準ずる。
4 法覆工			
4-1	石 積 ブロック積 (張)工	基準高、延長、天端幅、法長	1 - 1に準ずる。
4-2	連結ブロック 工	基準高、延長、法長	1 - 1に準ずる。
4-3	籠工及び枠工	延長、高さ、幅、法長	1 - 1に準ずる。
4-4	吹 付 工 (コンクリ ート モルタル)	延長、法長、厚さ	1 - 1に準ずる。
4-5	芝 工 (吹 付 植生工)	延長、法長	1 - 1に準ずる。
4-6	厚 層 基 材 吹 付 工	延長、法長、厚さ	1 - 1に準ずる。

工 種	項 目	検 査 実 施 内 容	検 査 基 準
5 コンクリート擁壁 〔護岸堤防〕		基準高、幅、高さ、延長	1－1に準ずる。
6 樋 門 〔函渠開渠等〕		基準高、幅、長さ、高さ、延長	(1)樋門は本体部、呑口、吐口部につき任意の部分。 (2)函渠、開渠は同種構造物ごとに任意の部分につき1箇所以上。
7 根 固 工 〔消波工護岸工護床工等〕			
7－1	製 作	長さ、幅、厚さ	同種構造物につき3個以上。
7－2	据 付	基準高、幅、厚さ、延長	1－1に準ずる。
8 堰 提 工 〔頭首工床固工等〕		基準高、幅、厚さ、高さ、延長、通水断面	同種構造物が複数ある場合は、適宜検測。
9 橋 梁 工			
9－1	下 部 工	基準高、幅、高さ、径間長、法線	径間長は各径間ごとに、その他は同種構造物につき1基以上検測するほか、段階確認資料及び施工管理資料による。
9－2	上 部 工 (鋼 橋)	(1)工場仮組立時 支間長、桁長、主桁、主構の中心間隔、通り、そり、鉛直度、高さ、主構の組立等の橋梁形式により実施する。 (2)現場架設時 支間長、基準高、桁の中心間隔、ボルトの締付	1－1に準ずる。
9－3	上 部 工 〔P C 橋 ポストテン ション桁〕	桁高、桁長、桁幅(上、下)、直線度、配筋、シーす配置、主桁コンクリートの強度	1－1に準ずる。

工 種	項 目	検 査 実 施 内 容	検 査 基 準
9-4	上 部 工 (床 版)	基準高、配筋、幅、厚さ、長さ	基準高は、両端（支点上）及び中央部1箇所以上。なお、小径間の場合は適宜検測する。
9-5	支 承 工	据付高さ、ズレ、中心間隔、水平度、移動可能量	1-1に準ずる。
10 鋼材塗装		塗装膜厚測定	1-1に準ずる。
11 路 盤 工	下 層 上 層	基準高、幅、厚さ、延長	1-1に準ずる。 厚さの検測は中央左右千鳥とする。
12 表 層 工 (舗 装)	基 層 表 層	基準高、幅、厚さ、平坦性、延長	1-1に準ずる。ただし、平坦性については段階確認資料及び施工管理資料による。
13 トンネル		基準高、幅、厚さ、高さ、延長	1-1に準ずる。 巻厚については検測孔により確認するほか、段階確認資料及び施工管理資料による。
14 地すべり工			
14-1	集 水 井	位置、基準高、断面、長さ	井筒、1基ごとに適宜検測する。
14-2	集 排 水 (ボーリング)	せん孔位置、孔数、方向、長さ	1工事2本以上検測するほか、段階確認資料及び施工管理資料による。
15 港湾漁港			
15-1	浚 渫	延長、幅、水深	1工事3箇所以上又は段階確認資料及び施工管理資料による。
15-2	捨 石 工 (被覆均し)	基準高、長さ、幅	必要に応じ適宜検測するほか、段階確認資料及び施工管理資料による。
15-3	ケ ー ソ ン	(1) 製作 長さ、幅、対角線、壁厚、高さ (2) 据付 法線に対する出入、据付目地間隔、天端高	高さは2隅以上（1,000t以上の大型ケーソンは中央部を含む）。 幅は両端及び中央部。 長さは前面、背面及び中央部。 対角線は両対角線。 両端2箇所以上。 各函ごとに目地間隔を検測2隅以上。
15-4	コンクリートブロック	(1) 製作 幅、高さ、長さ、壁厚	15-3(1)に準ずるほか、同一構造物につき1箇所以上。なお、壁厚は、セルラーのみ検測する。

工 種	項 目	検 査 実 施 内 容	検 査 基 準
	L 型 セルラー 方塊ブロッ ク 等	(2) 据付 法線に対する出入、隣 接ブロックとの間隔、天 端高	1 5 - 3 (2) に準ずる。
1 5 - 5	防 波 堤	基準高 (中心両端)、延 長 (中心両端)、天端幅、 厚さ、法線に対する出入	1 工事 2 箇所以上又は段階確認資料及び 施工管理資料により確認する。
1 5 - 6	岸 壁 (物 揚 場)	基準高、天端幅、厚さ、 延長、法線に対する出入	1 5 - 5 に準ずる。
1 5 - 7	船 揚 場	基準高、延長、幅	1 5 - 5 に準ずる。
1 5 - 8	離 岸 堤 (消 波 堤) (消 波 工)	基準高、幅、高さ、延長	1 - 1 に準ずる。
1 6 下水道管 渠			
1 6 - 1	開 削 工	延長、基準高、中心線の ズレ	1 - 1 に準ずる。
1 6 - 2	推 進 工	延長、基準高、中心線の ズレ	1 - 1 に準ずる、又は段階確認資料及び 施工管理資料による。
1 7 山腹工			
1 7 - 1	暗渠排水等	延長、布設深、径	1 工事 1 箇所以上又は段階確認資料及び 施工管理資料による。
1 7 - 2	筋 工	延長、高さ、幅	1 工事 2 箇所以上検測するほか、段階確 認資料及び施工管理資料による。
1 7 - 3	柵 工	延長、柵高、杭間隔、杭 径	1 7 - 2 に準ずる。
1 7 - 4	伏 工	延長、法長	1 7 - 2 に準ずる。
1 8 海岸林 造成			
1 8 - 1	覆 砂 工 (砂草植栽)	延長、幅、植栽間隔	0.3haにつき 2 箇所、1 工事 2 箇所以上 又は段階確認資料及び施工管理資料によ る。
1 8 - 2	静 砂 工 (静 砂 垣)	延長、高さ	1 7 - 2 に準ずる。
1 8 - 3	植 栽 工	植栽本数、植栽間隔、樹 高	1.0haにつき 2 箇所以上、1 工事 2 箇所 以上検測するほか、段階確認資料及び施工 管理資料による。
1 9 ほ場整備 工			
1 9 - 1	表 土 扱	表土厚	つぼ掘り等により10haにつき 1 耕区、1 工事につき 2 耕区以上。(検査面積は概ね 10%以上とする。1 耕区50a未満は9点、50 a以上は15点とする。)

工 種	項 目	検 査 実 施 内 容	検 査 基 準
19-2	基 盤 整 地 整 地 仕 上	均平度 (指定ある場合は基準高)	19-1に準ずる。
19-3	支 線 道 路 等	標準断面寸法、敷砂利幅、厚さ、延長	延長1,000m未満は2路線以上、1,000m以上の場合は3路線以上。(敷砂利幅・厚は1路線につき、1箇所以上。)
19-4	暗 渠 排 水 (湧水処理を含む)	埋設深、延長	19-1に準ずる。(1渠線/1耕区) 埋設深は吸水渠の上下流端、水閘出口の3箇所。(吸水渠の延長が100m以上ある場合は中間点を加え4箇所。)
19-5	補助暗渠排水	掘削深、間隔	1工事につき2耕区以上。(1耕区につき、掘削深は1箇所、間隔は任意の2箇所)
19-6	客 土 (耕土搬入を含む)	客(耕)土厚又は集積土量	19-1に準ずる。
20 土壌汚染対策工	(19 ほ場整備工に準ずるほか次による)		
	土 壌 改 良	改良資材量	施工管理資料等により使用量を確認。
21 農用地造成工			
21-1	障 害 物 除 去	刈払い、抜排根	施工管理資料等により確認する。
21-2	耕 起、碎 土	深さ	つぼ堀等により3haにつき1箇所以上。 3ha未満は2箇所以上。
21-3	改 良 山 成	勾配	1団地1箇所以上。
21-4	土 壌 改 良	改良資材量	施工管理資料等により使用量を確認するほか、PH値は適宜検測する。
21-5	播 種 填 圧	(草地のみ)	
22 畑地かんがい工			観察により確認するほか、段階確認資料及び施工管理資料による。
22-1	配 水 管	基準高又は、埋設深、延長	施工延長500mにつき1箇所以上、延長は1工事につき2路線以上。
22-2	散 水 管	埋設深	3haにつき1箇所以上。
22-3	弁類及びボックス	規格形状寸法	1工事3箇所以上。

工 種	項 目	検 査 実 施 内 容	検 査 基 準
2 3 水路工			
2 3 - 1	現場打コンクリート	基準高 幅、高さ、厚さ、延長	1 工事 3 箇所以上。 1 0 スパンにつき 1 箇所、1 工事 2 箇所以上。延長は区間距離を適宜検測するほか、段階確認資料及び施工管理資料による。
2 3 - 2	ブロックライニング (積張・連結)	基準高 断面、延長	2 3 - 1 に準ずる。 2 3 - 1 に準ずる。
2 3 - 3	フリューム等	基準高 規格寸法 延長	2 3 - 1 に準ずる。 用・排水路ごとに、1,000mにつき 1 箇所、1 工事 2 箇所以上。 2 3 - 1 に準ずる。
2 3 - 4	管 水 路 (幹 支 線)	基準高、中心線のズレ 延長	1 工事 3 箇所以上。 2 3 - 1 に準ずる。
2 3 - 5	管 水 路 (小口径)	基準高 (又は埋設深) 延長	500m未満は 2 箇所以上、500m以上の場合は 3 箇所以上。 2 3 - 1 に準ずる。
2 3 - 6	付 帯 構 造 物	出来形寸法	1 工事 2 箇所以上。
2 3 - 7	水路トンネル	基準高、断面、巻厚、延長	1 3 に準ずる。
2 4 揚排水 機場工			
2 4 - 1	機場床版ポンプ座	基準高、出来形寸法	構造図に基づき適宜検測する。
2 4 - 2	吸・吐出水槽	基準高、出来形寸法	2 4 - 1 に準ずる。
2 4 - 3	配 管	基準高、出来形寸法	2 4 - 1 に準ずる。

(3) 品質検査

工 種	項 目	検 査 基 準	検 査 実 施 内 容	検 査 方 法
1 共 通	材料	適宜	品質及び寸法は設計図書と対比して適切か。	(1)観察又は品質証明により検査する。 (2)必要に応じて実測又は試験する。
2 土 工	2-1 土質又は岩質 支持力又は密度	適宜	(1)土質又は岩質は、設計図書等と対比して適切か。	(1)段階確認資料及び施工管理資料並びに観察(プルーフローリング試験)により検査する。
	2-2		(2)支持力又は密度は、設計図書、仕様書と対比して適切か。	(2)必要に応じて試験する。
3 路盤工	3-1 粒度、材質	適宜	(1)路盤材料の粒度は設計図書、仕様書と対比して適切か。	(1)段階確認資料及び施工管理資料並びに観察(プルーフローリング試験)により検査する。
	3-2 支持力又は密度		(2)支持力又は締固の密度は設計図、仕様書と対比して適切か。	(2)必要に応じて試験する。
4 セメント コンクリート工	4-1 コンクリートの強度		コンクリートの強度は設計図書、仕様書等と対比して適切か。	(1)段階確認資料及び施工管理資料により検査する。 (2)表面強度を試験する。 (同一構造物1箇所以上。) (3)必要に応じて抜取りコアを試験する。 (同一構造物3箇所以上。)
	4-2 コンクリートの水密性	(別紙)コンクリート注水検査基準による。	コンクリートが均一に施工されているか。	必要に応じてさく孔し注水試験により検査する。

工 種	項 目	検 査 基 準	検 査 実 施 内 容	検 査 方 法
5 アスファルトコンクリート工 5-1 アスファルト使用量 5-2 骨材粒度 5-3 密度 5-4 打設温度		適宜	アスファルト使用量、骨材粒度、密度及び打設温度は、設計図書、仕様書と対比して適切か。	(1) 段階確認資料及び施工管理資料並びに観察により検査する。 (2) 必要に応じ試験する。
6 基礎工 6-1 支持力 6-2 上部構造部との関係		適宜	(1) 支持力は設計図書、仕様書と対比して適切か。 (2) 基礎の位置、上部との接合等は適切か。	(1) 段階確認資料及び施工管理資料並びに観察により検査する。 (2) 必要に応じ試験する。
7 法覆芝工及び植生工(吹付)	発芽状況	適宜	被覆土質、芝の規格及び品質、種子の配合、品質等は設計図書及び仕様書と対比して適切か。	段階確認資料及び施工管理資料並びに観察により検査する。
8 コンクリート二次製品 8-1 規格寸法 8-2 布設状況		適宜	規格寸法、品質、仕上面等について設計図書、仕様書と対比して適切か。	(1) 設計図書、使用承認図書、JIS規格、カタログ、社内規格値との照合のほか観察により検査する。 (2) 必要に応じ検測あるいは試験する。

(別紙) コンクリート注水検査基準

工 種	検 査 基 準	検 査 方 法
石積工、コンクリートブロック積工等	必要に応じ実施する。	天端にさく孔し、注水試験を行い、胴コンの填充程度、水密性を検査する。(さく孔深は天端では1m以上とする。)
その他コンクリート構造物	必要に応じ実施する。	さく孔し、注水を行いコンクリートの填充程度, 水密性を確認する。(さく孔深は概ね1m以上とする。)

(4) 建築工事検査

工 種	項 目	検 査 実 施 内 容	検 査 方 法	検 査 資 料 等
1 一般共通 事項	1-1 一般事項	1 設計図書に基づく 工事全般 2 現場の納り、取合 い等 3 発生材の処理方法	(1)図面と仕様書(特記仕 様書を含む)を照合する。 (2)設計変更(有無)は適切 に行われているかを確認 する。	設計図書 変更設計図書 発生材調書
	1-2 工事現場管理			現場代理人 主任技術者届 安全・衛生管理者届 工事用電力設備の保 安責任者届
	1-3 工程表、施工 計画書その他	実施工程表及び施 工計画書は適切か。	実施工程表及び施工計 画書による。	実施工程表 施工計画書
	1-4 材料	1 材料の品質等は適 正か。 2 材料は、設計図書 に定められた条件に 適合するか。	(1)規格品については、規 格証明書による。 (2)規格品によらないもの については、品質証明書 又は材料検査、試験成績 書による。	規格証明書 品質証明書 検査・試験成績書
	1-5 施工	1 施工管理は適切 か。 2 施工の一工程は設 計図書に定められた 条件に適合するか。	施工の検査(抽出検査 等)記録によるほか、検測 等により確認する。	供試体の試験報告書 等、技能士・電気担 当技術者・施工管理 技術者等の名簿
	1-6 記録	1 記録等の整備 2 完成図等の整備	(1)記録等により、工事の 全般的な経過を確認す る。 (2)完成図等と照合し、工 事の完成を確認する。	週報(月報) 工事写真 見本品 試験成績書等、案内 図、配置図、平面図 及び仕上げ表等建物 の保全に関する説明 書
	1-7 中間検査	1 工事の完成後では 検査が著しく困難で あるものについて確 認 2 工事の完成後では 手直しが著しく困難 であるものについて 確認	中間検査により、適正 な施工を確認する。又は 段階確認資料及び施工管 理資料により確認する。	検査要請書

工 種	項 目	検 査 実 施 内 容	検 査 方 法	検 査 資 料 等
2 仮設工事				
2－1	縄張り、やりかた足場その他	1 ベンチマークの確認 2 やりかたの確認	必要があると認めたときに検測する。	
2－2	仮設物撤去その他	仮設物撤去その他確認	完成検査時撤去跡及び付近の清掃、地均し等の状態を確認する。	
3 土工事	根切り及び埋戻し	1 埋戻し及び盛土の種別 2 建設副産物の処分は適切か	(1)種別による締固め状態を確認する。 (2)建設副産物処理は必要であると認めたときは実地に確認する。	工事写真
4 地業工事				
4－1	既製コンクリート杭地業	1 杭の種別, 許容強度及び支持力	(1)専門業者の仕様によるほか、杭打ち工事報告書により確認する。 (2)杭打ち試験報告書により確認する。	専門業者の仕様杭打ち工事報告書規定証明書 品質証明書 品質試験成績書 杭打ち試験報告書 工事写真 地盤調査書
4－2	鋼杭地業	2 杭打ち工法, 継手及び杭頭の処理		
4－3	場所打ちコンクリート杭地業	3 施工精度、打込深さ(長さ)、心ズレに対する措置		
4－4	ピア地業	4 試験杭の位置		
4－5	杭打ち試験	5 設計支持力 6 打込状況 7 支持力の算定		
4－6	割り石地業	材料及び工法は適切か。	必要であると認めたときに締固め、厚さ等を検測する。	工事写真
4－7	砂利地業			
4－8	捨コンクリート地業			
5 鉄筋工事				
5－1	材料	異形鉄筋、丸鋼の種別、品質、径等は適正か。	(1)規格品については規格証明書による。 (2)規格品によらないものについては、品質証明書又は、材料試験成績書による。	規格証明書 品質証明書 試験成績書
5－2	加工及び組立て	加工及び組立て状態は適切か。	設計図書に基づき検測する。又は段階確認資料及び施工管理資料による。	工事写真 段階確認資料

工 種	項 目	検 査 実 施 内 容	検 査 方 法	検 査 資 料 等
5-3		(鉄筋工事については要請による中間検査をする。)		施工管理資料
	ガス圧接	圧接部の強度及び施工状態は適切か。	抜き取り試験成績書によるほか、外観の検査をする。	引張試験成績書 外観検査記録 工事写真
6 コンクリート工事 6-1	コンクリートの材料	1 セメントの種類 2 骨材の種類及び品質 3 混和材料(混和剤、混和材)	(1)設計基準成績書を確認する。 (2)レデーミクストコンクリートの類別を確認する。 (3)計画調合表(計算書を含む)により確認する。	
6-2	調合	計画調合表は適切か。		計画調合表
6-3	品質管理	コンクリート強度の確認	品質管理資料によるほか、打込状況を確認する。	品質管理試験成績書、 工事写真 保温管理の記録(寒中コンクリート)
6-4	型わく	支柱の盛替え、取外し等は適切か。	必要あると認めたとき、せき板、支柱の在置期間を確認する。	
7 鉄骨工事 7-1	材料	材質、品質、形状及び寸法は適正か。	(1)規格品については規格証明書による。 (2)規格品によらないものについては品質保証書または材料試験成績書による。 (3)製作所の社内規程によるものについては品質保証による。	規格証明書 試験成績書 品質証明書 品質保証書
7-2	高力ボルト接合	1 組立及び締付けの状態は適切か。	(1)元締め完了後の締付け検査記録によるほか、外観の検査をする。	締付け検査記録
7-3	溶接接合	2 溶接の適用範囲による。	(2)溶接完了後の検査成績書による。	検査成績書(U T) 工事写真
7-4	塗装	1 さび止め塗料及び塗装の状態	(1)さび止め塗料の種別により、外観の検査をする。	規格証明書
7-5	耐火被覆	2 耐火被覆材の種別及び所要性能は適切か。	(2)種別及び所要性能により、外観の検査をする。	規格証明書 検査成績書

工 種	項 目	検 査 実 施 内 容	検 査 方 法	検 査 資 料 等
7-6	アンカーボルト	3 ボルトの保持及び埋込は適切か。 4 建方、建入は適切か。(鉄筋工事については要請による中間検査をする。)	(3)耐火構造の表示方法による、指定マークを確認する。 (4)ナット及び座金による締付け状態を確認する。 (5)建入れ検査記録によるほか、主要な部分を検測する。又は段階確認資料及び施工管理資料による。	建入れ検査記録工事写真 段階確認資料 施工管理資料
8 ブロック及びALCパネル工事 8-1 8-2 8-3	補強コンクリートブロック積み れんが及び坑火石積み プレキャストコンクリートALCパネル	材料の材質、品質、形状、寸法及び施工状況は適切か。	(1)規格品については規格証明書による。 (2)規格品によらないものについては、品質証明書又は材料試験成績書による。 (3)施工状態を工事写真などで確認する。	規格証明書 品質証明書 試験成績書 工事写真
9 防水工事 9-1 9-2 9-3 9-4	アスファルト防水 合成高分子ルーフィング防水 塗膜防水 シーリング	防水層の種別により材料及び工法を確認する。 1 材料の種別、耐久性及び材種の確認 2 工法は適切か。	(1)施工の検査資料による。 (2)製造所の仕様による。 (1)外部に面する部位について施工状況を確認する。 (2)接着性試験成績書による。	規格証明書 品質証明書 専門業者の仕様書工事写真 規格証明書(有効期間) 試験成績書
10 石工事	石材及びテラゾーブロックの類	1 材料 2 仕上げの種類 3 下地ごしらは適切か。 4 工法は適切か。	(1)材料は見本品により確認する。 (2)施工状況を工事写真などで確認する。 (3)外観の検査する。	見本品 工事写真

工 種	項 目	検 査 実 施 内 容	検 査 方 法	検 査 資 料 等
1 1 タイル 工事	1 1 - 1 タイル張り 1 1 - 2 タイル型枠 先付け	1 材料及び工法は適 切か。 2 タイル型枠先付け の種別 3 材料及び工法は適 切か。 4 接着力	(1)検査及び試験の記録に よるほかは外観の検査を する。 (2)伸縮目地の寸法及び施 工状態を確認する。	接着力試験記録 工事写真 規格証明書 (製造年月日)
1 2 木工事	1 2 - 1 木材 1 2 - 2 工法	1 木材の含水率 2 木材の材質及び樹 種 3 主要な木材の断面 寸法 4 表面仕上げ 5 継手及び仕口 6 諸金物 7 防腐処理など 8 設計条件に適合す るか。(木造建築物 については、建方完 了時要請による中間 検査をする。)	(1)木材の含水率試験によ る。 (2)規格品については、マ ークの確認をする。 (3)規格品によらないもの については、監督員の承 諾をうけたものによる。 (4)断面寸法を検測する。 (5)表面仕上げの状態は外 観の検査をする。 (6)継手及び仕口の施工状 態は外観の検査をする。 (7)諸金物による締付け状 態を確認する。 (8)防腐処理などの処理状 況及び材料を確認する。 (9)段階確認資料及び施工 管理資料による。	含水率試験記録 工事写真 規格証明書
1 3 屋根及 びとい工事	1 3 - 1 長尺亜鉛鉄板 ぶき 1 3 - 2 折版ぶき 1 3 - 3 波型石綿スト レートぶき 1 3 - 4 とい	材料及び工法の確 認	(1)規格品についてはマー クの表示又は規格証明書 による。 (2)工法などの確認は設計 図書によるほか、専門業 者の仕様により確認す る。	規格証明書 品質証明書 専門業者の仕様書 工事写真
1 4 金属工 事	金属製品の製 作及び取付け	1 金属製品の材、寸 法、表面処理等は適 切か。 2 取付施工状態	(1)製品の種別により検測 及び外観の検査をする。 (2)取付施工状況を工事写 真などで確認する。	規格証明書 製品の表面処理 試験成績書 工事写真
1 5 左官工 事	下地処理及び 材料種別ごと の仕上げ	1 下地処理状況 2 材料の調合及び塗 り厚は適切か。 3 仕上げの種別ごと の仕上がり状態	(1)下地処理状況は工事写 真等で確認する。 (2)種別ごと施工箇所別に 外観検査をする。	規格証明書 品質証明書 見本品 製造所の仕様書

工 種	項 目	検 査 実 施 内 容	検 査 方 法	検 査 資 料 等
		4 吹付けロックウールの配合及び密度は適切か。	(3)調合及び塗り厚は製造所の仕様、見本品等によるほか、施工箇所別に外観の検査をする。	工事写真 施工時の気象記録
1 6 建具工事	建具の取付及び性能、機能	1 建具の取付状況 2 建具の性能、機能 3 建具用金物の機能及びガラスの区分は設計条件に適合するか。	(1)現場組立及び取付状況を工事写真などで確認する。 (2)取付調整後、箇所別に開閉機能及び締まりを確認する。 (3)建具金物の機能及びガラスの区分は設計図書と照合する。	規格証明書 製作所による社内検査成績書 製作所の仕様書
1 7 塗装工事	素地ごしらえ及び塗料種別ごとの仕上げ	素地ごしらえ状況 塗料種別ごとの塗り工法(工程、種別、塗料、規格及び塗付量)は適切か。	(1)工事写真等で確認する。 (2)種別ごと施工箇所別に外観の検査をする。 (3)塗料の塗付量及び仕上りは、見本塗板によるほか、施工箇所別に外観の検査をする。 (4)防火材料の指定がある場合は認定表示を確認する。	工事写真 規格証明書 (規格番号, 規格名称) 製造所の製品証明書 見本塗り板 塗装時の気象記録
1 8 内装工事	材 料 種 別 ご と、施工部位別仕上げ	1 材料の材質、品質、形状、寸法等は適切か。 2 施工状況及び仕上がり状態 3 仕上げの下地は適切か。	(1)規格品については規格証明書による。 (2)規格品によらないものについては品質証明書又は材料試験成績書による。 (3)施工状況を工事写真等で確認し、仕上がり状態は部位別に外観の検査をする。 (4)防火材料の認定表示を確認する。 (5)防炎性能を有するものについてはその認定表示を確認する。	規格証明書 品質証明書 製造所の製品証明書 見本品 工事写真
1 9 舗装工事(構内の舗装) 1 9 - 1 路床 1 9 - 2 路盤 1 9 - 3 舗装		1 材料及び工法 2 支持力比及び締固め度 3 舗装種別ごとの材料、配合及び工法は適切か。	(1)路床土の支持力比(CBR)試験資料による。 (2)締固め度の検査資料による。 (3)製造所の品質証明書及び実施配合資料による。	試験資料 検査資料 品質証明書 配合資料 抽出試験成績書 規格証明書

工 種	項 目	検 査 実 施 内 容	検 査 方 法	検 査 資 料 等
1 9 - 4	その他	4 施工範囲は適切か。	(4)切取り検査及び抽出試験成績書によるほか、一部測定する。 (5)施工範囲を設計図書と照合確認する。	工事写真
2 0 排水工事	排水工事	材料、工法及び排水機能は適切か。	(1)規格証明書による。 (2)土中配管の施工状況は工事写真により確認する。 (3)通水試験をする。	規格証明書 工事写真
2 1 植栽工事	植栽その他	材料、及び工法(植付等)は適切か。	(1)樹木の高さ、葉張り(枝葉)、幹回りなどを検測するほか、外観の検査をする。 (2)植付け等の施工状況は工事写真による。	
2 2 雑工事	材料別、工種別、取付工法及び仕上り	1 材料の材質、品質、形状、寸法等、決められた条件に適合するか。 2 工種別工法を確認し、施工は適切か。	(1)規格品については規格証明書による。 (2)規格品によらないものについては品質証明書などによる。 (3)施工(加工)取付状態を設計図書と照合確認する。 (4)カーテン等は防炎性能の認定表示を確認する。	規格証明書 品質証明書 貫通孔その他の工事写真 間知石及びコンクリート間知ブロック積み 工事写真

(5) 建築設備工事検査

工 種	項 目	検 査 実 施 内 容	検 査 基 準
1 一般共通事項			
1-1	設計図書の確認	1 設計書と図面との照合確認。 2 監督員の指示や、現場のおさまり等による設計変更にいたらぬ軽微な変更事項の確認。 3 設計図書と請負人使用資材、機器との照合確認。	
1-2	既試験事項の確認	1 中間検査及び施工中における水圧試験、気密試験、絶縁抵抗、接地抵抗試験等のデータ及び写真の確認。 2 官公署検査、民間委託による検査、及び試験機関による機器などの検査済証、試験成績書等の確認。	検査方法、試験値、検査基準については、JIS, JEM, 電気設備技術基準によるほか、建設大臣官房官庁営繕部監修機械設備工事共通仕様書と電気設備工事共通仕様書による。
2 仮設工事		1 必要あると認めたときは、検測等で確認。 2 撤去及び跡地付近の清掃、地均し。	
3 機械設備工事	機器等の取付状況	1 設計図書に示す機器、資材の型式、性能、寸法、数量等の確認。 2 機器の外観、構造及び取付支持接続の状態の確認。 3 通水、通気を行い、各器具の流量調節、漏水等の有無及び器具を操作しその機能を確認。 4 機器を運転し、その性能、動作等の状況を確認。	少なくとも各室の任意箇所1箇所は確認のこと。
4 電気設備工事	機器等の取付状況	1 設計図書に示す機器、資材の型式、性能、寸法、数量等の確認。 2 機器の外観及び構造並びに取付支持接続の状態の確認、取付位置の検測及び保守点検上支障の有無を確認。 3 通電し、切換装置を操作して、点灯等により器具の良否を確認。 4 機器を運転し、その性能、動作等の状況を確認。	少なくとも各室1箇所、任意の箇所を確認のこと。

(6) 機器及び機器施設工事検査

工 種	項 目	検 査 実 施 内 容	検 査 基 準
1 一般共通事項			
1-1	一般事項	中間検査を実施し設計図書その他関係書類により適正とされたものについては省略することができる。	
1-2	指示事項の確認	中間検査時に指示事項があった場合はその処置の確認。	
1-3	工期、材質、規格、寸法	1 契約書による工事完成期日の確認。 2 材質は中間検査時確認されてあれば省略。 材料は特に指定が無ければ、JIS、JEC、JEM規格を標準とし中等品以上であることの確認。 材質確認はミルシート若しくは物理的試験によるが、品質を保証し得るバックデータがある場合はそれによることができる。その他主要部分の規格、寸法の検測。	主要回転運動部分、主要負荷部分、その他保安、機能上の主要部位。
1-4	加工法	1 現場溶接の場合は、JISによる有資格者の確認。 2 工場製作物にあつては品質を証明できるバックデータの確認。 3 仕上げ塗色、下塗りを含む仕上げまでの塗装回数、錆止めまでを含む塗色及び塗膜厚の確認。 4 加工精度（油密、水密、気密等）の確認。バックデータとは、JIS、JEMその他関係法令及び基準等により定められた試験方法で実施した成績書等をいう。	塗装基準による。 設計製作図面による。
1-5	総合性能試験	充分な試運転完了後、総合性能試験を実施する。 1 所定の設計性能数値と実測値の検測確認。 2 安全制御方式に指定があればその確認。 3 安全方式に特に指定がなければ関係法規に適合するか否かの確認。 4 振動、騒音、局部過熱、回転伝達部分のスリップの確認。 5 負荷は全負荷の1/2以上で試験検測する。	労働安全衛生法、その他 JISに定めがある場合はそれによる。

工 種	項 目	検 査 実 施 内 容	検 査 基 準
2 機械器具 設置工事	機械器具設置	6 その他設計目的達成の確認に必要な事項の検測（各計器類の作動及び指示数値の確認等を含む） 1 配置位置の確認。 機械的動力伝達部分がある場合は中心線の確認。 2 アンカー部分の確認（基準の高さ及び強度等について） 3 各機械の型式、規格、主要寸法の検測。 性能の確認（回転数等については計算若しくは検測） 4 総合機能と安全性の確認。 5 設置に伴う土木・建築工事については当該基準による。 6 関係法令に対する適合の確認。 7 水門扉設置工事等にあつては承認事項について検測する。 承認事項外のことについては水門鉄管技術基準により検測する。	平面図、配置図等による。 仕様書、銘板、その他による。 試験成績書若しくは計器による。 水門鉄管技術基準

検査機器・用具等

1 検査機器・用具

番号	機 器 ・ 用 具 名	番号	機 器 ・ 用 具 名
1	レベ	28	点検ハンマー（中）又はピッケル
2	トランシット	29	ビニール管
3	箱尺		($L = 2.0\text{m}$ $\Phi = 13\text{mm}$)
4	ポール	30	水糸
5	テープ（スチールテープ）	31	スプレーペンキ（赤・黄）
6	スコップ	32	ロープ（30m）
7	ツルハシ	33	粘土の袋詰
8	ハンマー・タガネ	34	ベニヤ板
9	スラントルール	35	照明器具
10	シュミットハンマー		（特に明るいもの）
11	コア採取機	36	下げ振り
12	ノギス	37	水圧試験器
13	コンプレッサー （ホース・ロード）	38	圧力計
14	削岩機	39	回転計
15	黒板 （チョーク・マジック）	40	ガス漏えい検知器
16	カメラ又はデジタルカメラ	41	温度計
		42	接地抵抗計
17	足場・はしご	43	絶縁抵抗計
18	トルクレンチ	44	回路計
19	砂利箱	45	火災報知機用試験器
20	検査用鉄棒 ($L = 1.0\text{m}$ $\Phi = 13\text{mm}$ 目盛体)	46	マノメーター
21	ポータブルドリル2台	47	検圧計
22	台秤	48	塗膜厚測定機
23	チェーンブロック	49	3mプロフィロメーター
24	バール	50	交通規制用具 （白旗2本、バリケード、笛）
25	舟	51	光波測定器
26	バケツ・ヤカン	52	隙間ゲージ
27	標準フルイ一式	53	傾斜計
		54	タイヤローラー
		55	各種試験器具

2 工事検査関係書類

番号	書 類 名	摘 要
1	段階確認資料	
2	工事材料検査簿	指定された工事材料
3	工事の施工過程の電子データー又は写真	
4	工事管理図、工程管理表	打設行程表を含む
5	材料の規格強度試験書	
6	各種品質管理資料 （ コンクリート、レディミクスト ） コンクリート、アスファルト混合物等	配合報告書を含む
7	その他施工管理資料	
8	設計関係資料	

要 請 者

令和〇〇年〇〇月 検査予定分

[illegible]

1 工事概要欄には、主たる検査対象工種及び工事を記入し、建築一式工事等で機械設備、電気設備工事（財務規則第188条工事の例示区分による）のあるときは数量と契約額を記入すること。
2 補助事業工事については、完成確認年月日欄には、施行主体が行った検査年月日を記入すること。
3 この調書は、翌月の1ヶ月分を取りまとめ毎月25日まで提出すること。なお、25日が休日の場合は、その前の開庁日とする。（ただし、要請のない場合は、提出不要とする。）
4 受検希望月日は、実完成年月日（予定）から概ね6日以内とする。
5 専任検査員による中間検査を実施済である場合は、その実施年月日及び検査員氏名を摘要欄に記入すること。
6 規格はA4とする。

日付(契約年月日、着手年月日、完了年月日、実完成年月日、完成確認年月日)は、H22年の場合、例えば、2/3 と入力すれば、H22.2.3と表示されます。なお、H22年以外は、年号からの入力が必要です。(全角、半角は不問)

平成〇〇年〇〇月 検査予定分

担当課所: 部局、課室名

工事名又は事業名	路線・河川名 地区名	工事番号	年度 (予算)	施工箇所 (市町村・大字)	施工主体	予算所管 部局	検査 区分	検査 回数	工事契約 額 (円) ※精算額	契約 年月日	着手 年月日	完了 年月日	実完成 年月日 (予定)	完成確認 年月日 (予定)	完成確認 職・氏名 (予定)	工事請負人 (商号・代表氏 名)	工種	工事概要	担当者 氏名 電話	検査日 (希望日)	摘要
			※ 予算の 区分		※ 工事の管 理・監督部 所	※ 予算所管 課(本庁)	※ 完成、 中間、 部分完 成	※ 中間 の場 合の み									※ 工事評定 の工種				
<記入例>																					
河川災害復旧 助成工事	阿仁川	KM12- 11	H20 繰越	北秋田市 阿仁前田	北秋田・ 阿仁川復 旧課	河川砂防 課	完成	一	68,250,000	H21.3.27	H21.3.27	H22.3.25	H22.3.15	H22.3.16	主幹 〇〇〇〇	㈱△△工務店 〇〇〇〇	一般土木	橋梁下部工 橋台2基(基 礎場所打杭8本) 橋脚1基 (基礎ケーソン1本)	〇〇〇〇 0186-62- 7162	H22.3.19	請負額の 変更あり
																△△・◇◇ 特定JV 〇〇〇〇					H21.8.28(1 回)中間検 査 秋田 太郎
																△△・◇◇ 経常JV 〇〇〇〇					
	注:データは、必ず、「エクセルシート」を使用すること																				

様式第2号（第7条関係）

○ ——— ○○
令和○年○○月○○日

契約担当者（○○地域振興局長）様
（△△課扱い）

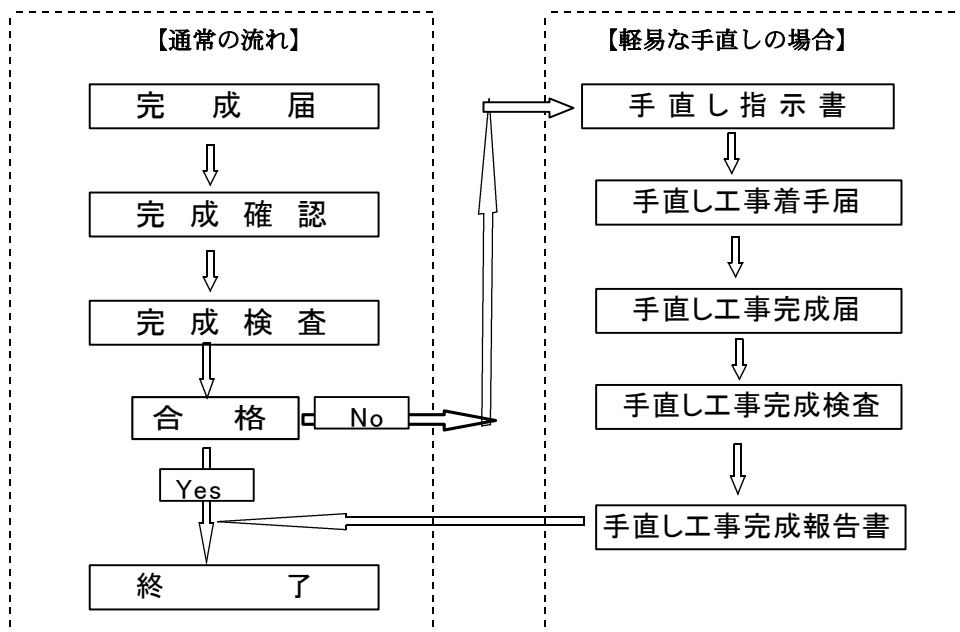
出 納 局 検 査 課 長

指 示 書

（第○回中間、完成）検査の結果、次のとおり指示します。

年度及び事業名	
工 事 名	
路線、河川、海岸、地区名	
施 工 箇 所	
契 約 年 月 日	
工 期	自 年 月 日 ～ 至 年 月 日
契 約 者	
検 査 年 月 日	年 月 日
検査員職氏名	
指 示 事 項	「例」 ○○○○について不備が見受けられたので、早急に手直し工事を行い、その結果を報告してください。

（参考）



○ ———— ○○
令和○年○○月○○日

出納局検査課長 様

契約担当者

○○地域振興局長

手直し工事完成報告書

月 日付けで指示あった事項について、手直し工事が完成したので関係書類を添付して報告します。

年度及び事業名	
工 事 名	
路線、河川、海岸、地区名	
施 工 箇 所	
契 約 者	
手 直 し 工 期	
手直し完成検査月日	
手直し工事確認検査者	

備 考

（参考）

添付書類

- 1 令和○○年○○月○○日、手直し工事について契約者へ指示(写)
- 2 令和○○年○○月○○日、手直し工事着手届（写）
- 3 令和○○年○○月○○日、段階確認(写)
- 4 令和○○年○○月○○日、手直し工事完成届(写)
- 5 令和○○年○○月○○日、手直し工事完成検査(写)

令和 年 月 日

様

印

検査年月日 令和 年 月 日

- 31 -

様式第4号の2（第8条関係）

[illegible]

秋田県補助事業工事確認検査実施要領

秋田県補助事業工事確認検査実施要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、秋田県工事検査要綱（以下「要綱」という。）でいう補助事業工事の遂行状況を確認し検査（以下「確認検査」という。）するために、必要な事項を定めるものとする。

(検査の種類等)

第2条 検査の種類及び内容は次のとおりとする。

- 1 完成確認検査及び中間確認検査は要綱第三条第一項を準用する。
- 2 出来形確認検査は補助金の概算払いのために行うものとし、全体工事確認検査は年度内に実施された工事内容について行うものとする。

(検査の要領)

第3条 検査は、原則として要綱及び「秋田県県営工事検査実施要領」（以下「県営工事実施要領」という）に基づいて行うものとする。

(検査を行う者)

第4条 要綱第五条で定める検査員が行うものとする。

(検査の時期)

第5条 検査は次に掲げる場合に行うものとする。

- 1 完成確認検査・中間確認検査・出来形確認検査
 - 1) 施行主体は、県の検査を必要と認めたときは、事業を主管する本庁の課長又は地方機関の長（以下「課所長」という。）に検査を要請することができるものとする。
 - 2) 課所長は、検査要請を受けた時は要綱第六条にもとづいて検査を行うものとする。
- 2 全体工事確認検査
実績報告書が提出されたとき等に書類検査と現地検査を実施するものとする。

(検査の区分)

第6条 検査区分は次のとおりとする。

- 1 検査は、地方検査員が行うものとする。ただし、地方検査員がいない場合は、要綱第五条第二号の検査員が行うものとする。
- 2 課所長は、検査区分について検査課長と協議することができるものとし、検査課長が必要と認めたときは、当該検査員以外の検査員に検査を行わせることができるものとする。

(検査の立ち会い)

第7条 検査には、施行主体の職員を立ち合わせるものとする。また、必要に応じて契約者などの立ち会いを求めるものとする。

（検査後の措置）

第8条 検査後の措置については、県営工事実施要領第7条を準用することとする。

（検査の報告）

第9条 検査の報告は次により行うこととする。

1 検査員は検査が終了したときは、速やかに次の書類を作成して知事に提出しなければならない。

(1) 完成確認検査

ア 完成検査調書 (様式第1号)

イ 工事検査報告書 (様式第2号・第2-1号)

(2) 中間確認検査

ア 工事検査報告書 (様式第2号・第2-1号)

(3) 出来形確認検査

ア 工事出来形検査調書 (様式第3号)

イ 工事検査報告書 (様式第2号・第2-1号・第3-1号・第3-2号)

(4) 全体工事確認検査

ア 完成検査調書 (様式第4号)

イ 全体工事確認検査報告書 (様式第5号・第2-1号・第5-1号)

2 要綱第八条第2項でいう通知は、検査報告書（写）をもって行うこととする。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

様式第1号（第9条関係）

完 成 検 査 調 書（補助事業・完成確認検査）

様

作成年月日	令和	年	月	日
-------	----	---	---	---

所 属 名	
支出負担行為番号	

検査員 所属	
職・氏 名	印

次のとおり検査しました。

事 業 名		施行主体名	
地 区 名	地区	代表者 職・氏名	
工 事 番 号	第 号工事	契 約 者	
工 事 の 名 称		住 所	
路線・河川名称等	地内	・ 氏 名	
着 工 年 月 日	令和 年 月 日	完 成 年 月 日	令和 年 月 日
確認検査年月日	令和 年 月 日	契 約 額	〒
摘 要	完成確認検査の結果、合格したものと認めます。		

様式第2号（第9条関係）

工 事 検 査 報 告 書（補助事業）

令和 年 月 日

秋田県知事

様

検査員職氏名：

印

（完成・中間・出来形）確認検査の結果、次のとおり報告します。

確認検査年月日：令和 年 月 日

年 度		施行主体名	
事 業 名		代表者職・氏名	
地 区 名 等	地区	工事契約金額	¥
工 事 番 号	第 号工事		
施 工 箇 所	地内	契 約 者	
契約年月日	令和 年 月 日	施 行 主 体	完成検査 年月日
工 期	着工年月日	検 査 者	令和 年 月 日
	完成年月日		
実完成年月日	令和 年 月 日	立 会 人	県 施行主体 契 約 者
補助指令額	¥		
そ の 他			

様式第2-1号 (第9条関係)

[illegible]

様式第3号（第9条関係）

工 事 出 来 形 検 査 調 書 （補助事業・出来形確認検査）

様

検査復命年月日	令和	年	月	日
---------	----	---	---	---

所 属 名	
支出負担行為番号	

検査員 所属	
職・氏 名	
	印

次のとおり検査しました。

事 業 名		全工事着工年月日	令和	年	月	日
地 区 名 称 等	地 区	確 認 検 査 年 月 日	令和	年	月	日
工 事 番 号	第〇〇号工事・〇〇号工事・〇〇号工事	全工事完了予定年月日	令和	年	月	日
工 事 の 名 称		補 助 指 令 額				
路線・河川名称等	地 内	出 来 形 額				
施行主体名 代表者職・氏名		出 来 形 比 率				
		九 分 金 額				

工事出来形検査調書内訳

区 分	事業費 (A)	補助対象額 (B)	補助率 (C)	補助金交付 決定額 (D)=(B)×(C)	出来形額 (E)	出来形比率 (F)=(E)/(A)	補助金交付 可能額 (G)=(D)×(F)	九分金額 (H)=(G)×0.9
工事費								
事務費								
計								

既 交 付 額 (I)	今 回 交 付 額 (J)=(H)-(I)	計 (H)	今 後 交 付 額 (K)=(D)-(H)	交 付 決 定 額 (D)

様式第3-2号・第5-1号（第9条関係）

1 工事請負契約状況						
工 事 名 又 は 工 事 番 号						計
工 種 及 び 数 量						
設 計 額	千円					
予 定 価 格						
契 約 額						
入札（見積）年月日						
入札(見積)参加者数						
契 約 の 方 法						
契 約 年 月 日						
工 期	着手年月日					
	完成年月日					
契 約 者 名						
実 完 成 年 月 日						
完成検査年月日						
完成検査者 職氏名						
支払年月日及び金額						
確認検査 年 月 日						
確認検査者 職 氏名						
付 記						
2 委託契約状況						
業 務 内 容	契約年月日	履 行 期 限	完成年月日	契 約 額	支払年月日	受託業者名
計						

様式第4号（第9条関係）

完 成 検 査 調 書（補助事業・全体工事確認検査）

様

作成年月日	令和	年	月	日
-------	----	---	---	---

所 属 名	
支出負担行為番号	

検査員 所属	
職・氏 名	印

次のとおり検査しました。

事 業 名			
地 区 名	地区		
工 事 番 号	第〇〇号工事・第〇〇号工事・第〇〇号 工事		
工 事 の 名 称		施行主体名	
路線・河川名称等	地内	代表者 職・氏名	
全工事着工年月日	令和 年 月 日	全工事完成年月日	令和 年 月 日
確認検査年月日	令和 年 月 日	全工事契約額合計	¥
摘 要	全体工事確認検査の結果、合格したものと認めます。		

様式第5号（第9条関係）

全体工事確認検査報告書（補助事業）

令和 年 月 日

秋田県知事 様

検査員職氏名： 印

全体工事確認検査の結果、次のとおり報告します。

確認検査年月日：令和 年 月 日

年 度	
事業名・工事名	
地 区 名	
年 度 事 業 費	¥
全工事契約額合計	¥
補 助 指 令 額	¥
施行主体 代表者 職・氏名	
施行主体立会人	
摘 要	

秋田県補助事業工事経理検査実施要領

秋田県補助事業工事経理検査実施要領

（目 的）

第1条 この要領は、秋田県工事検査要綱（以下「要綱」という。）による経理検査を実施するために必要な事項を定めるものとする。

（検査の要領）

第2条 検査は、「経理検査の要点」（別記第1）により行うものとする。

（検査員及び検査の時期）

第3条 検査員及び検査の時期は次のとおりとする。ただし、知事が必要と認めるときは、当該検査員以外の検査員に検査を行わせることができる。

検査員の区分：地方検査員。ただし地方検査員がいない場合は要綱第五条第二号の検査員とする。

検査の時期：補助金等の請求書及び実績報告書の提出があったとき。

（関係者）

第4条 要綱第七条第1項の「関係者」とは、施行主体責任者及び経理担当職員をいう。

（検査に対する準備）

第5条 要綱第七条第2項の「検査上必要な帳簿等」とは、別記第2に掲げるものをいう。

（検査後の措置）

第6条 検査員は、検査を終了したときは関係者に対し口頭をもって当該検査によって明らかになった事項について、必要に応じ講評を行うものとする。

2 検査の結果改善を要するとして指示した事項については、その措置結果を出納局長に報告するものとする。

（検査報告書）

第7条 要綱第八条に規定する検査報告書の様式は、別記第3のとおりとする。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

経 理 検 査 の 要 点

1 予算

- 1) 事業費に相当する歳入歳出予算は適正に計上しているか。特に財源の内容は適正か。
- 2) 歳入歳出予算の款、項、目は事業種別に、節は経費の目的別に区分して編成しているか。
- 3) 繰越事業費の予算経理は適正か。

2 歳入の処理状況

- 1) 補助金の受け入れの時期及び内容は適正であるか。又、歳入簿の記帳整理の状況はどうか。
- 2) 寄付金等及び賦役現品を受け入れしている場合の手続き及び内容は適正であるか。
- 3) 歳入所属年度及び歳入科目に誤りはないか。

3 歳出の処理状況

- 1) 支出の金額、時期及び内容について誤りはないか。
- 2) 予算目的の違反及び不経済に支出されているものはないか。
- 3) 支出所属年度及び歳出科目に誤りはないか。
- 4) その他不当又は不正と認められる歳出はないか。
- 5) 支出簿の記帳整理の状況

4 事業の遂行状況

- 1) 事業施行主体の申請内容に誤りはないか。
- 2) 事業の起工手続きに誤りはないか。
- 3) 入札執行の方法及び契約締結手続きに誤りはないか。
- 4) 設計変更等承認を要するものについては、その手続きがなされているか。
- 5) 補助基本額の算定に誤りはないか。
- 6) 所属年度を混同し、工事を施行しているものはないか。

5 関係書類の整備状況

- 1) 次の各書類の整備状況はどうか。
 - ア 事業決定の関係書類
 - イ 起債関係書類
 - ウ 事業費充当のための借入金関係書類
 - エ 事業費充当のための寄付金関係書類
 - オ 工事請負関係書類（入札、落札、材料検収簿、工事台帳、備品台帳、材料受払簿、賃金台帳等）
- 2) 帳簿の記帳方法、記帳金額に誤りはないか。
- 3) 記帳簿の保管状況はどうか。

別記第2（第5条関係）

経 理 検 査 上 必 要 な 帳 簿 等

- 1 定款、規約、規程
- 2 地区内の地目、地番及び事業参加者（組合員等）の総数を記載した書面
- 3 収支予（決）算書、事業報告書、会議議事録
- 4 金銭出納簿、収入及び支出を整理した簿冊及び支払証書
- 5 賦課金徴収関係書類
- 6 補助金申請関係書類
- 7 融資（借入金）関係書類
- 8 契約（委託）関係書類
- 9 補助簿
 - ア 直営、請負委託工事帳簿
 - イ 賦課金徴収関係（原簿、台帳、徴収状況一覧表等）
 - ウ 借入金整理簿（長期、短期別）
 - エ 人夫使役簿
 - オ 備品台帳
 - カ その他
- 10 その他参考となる書類

別記第3（第7条関係）

経 理 検 査 報 告 書									
様 令和 年 月 日 検査員職氏名 印 検査年月日 令和 年 月 日 検査の結果次のとおり報告します。									
年 度 事 業 名	令和 年度 事業			事業施行主体名及び 代 表 者 氏 名					
路線、河川 海岸、地区 名				事 業 費 (決 定 額)		円	補 助 金 等 の 交 付 決 定		当初
施 工 箇 所	市 町 村			補 助 金 等 の 金 額 (補 助 率)		(%) 円	(変 更) 年 月 日		変更
事業費内訳 支出状況									計
支 出 済 額									
支 出 予 定 額									
計									
補助金等の対象額									
検 査 の 結 果							立 会 人		

検 査 概 要				
1 補助金等の交付申請及び受入状況				
2 予算・決算の議決及び処理状況				
3 収入及び支出の処理状況				
4 工事関係書類の処理状況				
留意 指示事項				
	議 事 録		材料検収受払簿	
	賦課金関係		人夫使役簿	
	借入金関係		備 品 台 帳	
	実施計画書		消耗品受払簿	
	工 事 台 帳		そ の 他	

検 査 内 容						
1 収 入 状 況						
区 分 収入状況	補助金等					
収 入 済 額	円					
収 入 予 定 額						
計						
2 支 出 状 況						
工事費・事務費等の別	費 目	科 目 (節)	支出済額	支出予定額	計	摘 要
計						

秋田県工事検査関係質疑応答

秋 田 県 工 事 検 査 要 領 関 係 質 疑 応 答

【 秋田県営工事検査実施要領関係 】

質 問	回 答
1. 出来形検査の1-1の検査基準「1工事原則3箇所とし規模に応じ適宜検測」の箇所数の考え方と、小延長の場合にも3箇所か。 (第2条関係)	原則として事業量の大小を問わず、3箇所は必要。適宜検測は検査員の判断による。(施工状況、施工管理資料の整備、段階確認資料の整備状況から判断する。)
2. 山腹工事等是一个の現場で多くの工種が少ない数量で行われており、一律に「1工事3箇所」とせずに、1工事2箇所等に効率化を図れないか。 (第2条関係)	工事内容・数量に応じて、検査箇所数を決定するものとする。
3. 工事の完成とコンクリート強度(打設日よりの経過日数)との関係はどうか。 (第2条関係)	コンクリートは、通常打設後4週間を経過し所要の強度が確保されるので、完成期日まで4週間経過していなければならない。ただし、これによりがたい場合の取扱いは、次によるものとする。 ①発注者が指定した強度若しくは指定条件を満足させるために契約者が承認を得た強度が発現していることを、普通セメント又は高炉セメント使用の場合は現場養生の供試体で、早強セメント使用の場合は、材齢7日強度で確認できること。 なお、工事完成後において、参考として標準養生による4週強度の圧縮試験結果を提出させ、強度発現を再度確認のうえ、保管すること。
4. 工事検査の出来形規格値(許容範囲)は、全工事を統一したのか。 (第2条関係)	工事によって異なるので「秋田県土木工事共通仕様書」の出来形管理基準によらるたい。
5. 地方検査員の検査区分に当る建築工事で設備工事を伴う場合、その設備工事の検査員がいない場合の取扱いはどうか。 (第3条関係)	検査課長に検査要請されたい。
6. 第3条ただし書きの知事が必要と認めるときとはどういう場合か。 (第3条関係)	この規定は検査の時期が一定時期に集中し、また検査件数の増大、職員組織その他特に専門的知識を必要とする場合等で検査区分により難い場合に調整を図るための規定である。

質 問	回 答
7. 検査区分のうち本庁の当該事業の主管課（室）に検査員がいない場合はどうか。（第3条関係）	専任検査員の検査を要する工事に準ずるものとする。
8. 完成確認を行う者の範囲はどうか。（第4条関係）	検査員の資格を有する者とする。 なお、地方検査員が行う完成検査にあつては完成確認を要しない。
9. 同上の完成確認を行う場合、量的な範囲はどの程度か。（第4条関係）	完成確認の量的な規制はないので完成確認の内容としては、段階確認資料及び施工管理資料をチェックするとともに現場についても完成検査に対応可能なものであることを確認するものとする。
10. 完成確認及び完成検査時の写真撮影の程度及び範囲はどうか。（第4条関係）	①完成確認時の写真については不要である。 ②完成検査時の写真については、当該検査を実施したことがわかる写真（検査員が写っているもの）を1工事につき1枚以上、工事検査報告書に添付するものとする。（黒板は不要）
11. 中間検査は、重要構造物について実施することになっているが、実質的には工事担当者の判断に委ねることになるため、個人差が出て支障がないか。また、重要構造物の定義を示してほしい。（第4条関係）	中間検査を必要とする重要構造物は、「中間検査運用基準の制定について」検-32 平成21年6月12日の通知によらるたい。
12. 修繕工事（営繕）の中間検査に関する考え方をお知らせ願いたい。（第4条関係）	契約額が1億円未満の修繕工事は、原則として、段階確認とする。
13. 1棟を施工の便宜上3工区に分けて配筋、コンクリート打設する場合、中間検査を3回共行うのか。（第4条関係）	「中間検査運用基準の制定について」検-32 平成21年6月12日の通知によらるたい。
14. 要領第7条の軽易な手直し工事の範囲はどうか。（第7条関係）	設計どおり手直しが可能と認められるものとする。

質 問	回 答
15. 軽易な手直し工事に係わる手直し指示書及び手直し工事完成報告書等はどのように取り扱うのか。 (第7条関係)	1 手直し指示書は県営工事にあっては契約者に、補助事業工事にあっては施行主体責任者に交付する。この際、専任検査員にあっては所轄の地方機関又は本庁の主管課を経由し、本庁の検査員及び地方検査員にあっては直接交付するものとする。 2 手直し工事の完成確認は所轄の地方機関又は本庁の主管課で行う。この報告は、専任検査員の指示に係わるものは検査課長に、手直し工事完成報告書により行うものとする。 3 手直し工事の内容及び経緯については、工事検査報告書に記載するものとする。
16. 県営工事の検査において、専任検査員が検査すべきものを本庁の検査員又は地方検査員に委任があった場合、これの工事検査報告書をどのように取扱えばよいのか。 (第8条関係)	検査復命後の取り扱いとして、検査課長への報告は一覧表で行うほか、次により処理するものとする。 1 本庁契約に係るもの 部局長に次のものを送付すること。 1) 工事検査報告書等1式の原本。 2) 検査課長からの委任文書の写し。 2 振興局・単独事務所契約に係るもの 1) 工事検査報告書等1式の原本は事務所保管とする。 2) 工事成績評定表(原本)は、主管課長に送付すること。 3 検査課長に送付するもの 検査委任工事実施一覧表(別紙様式3)
17. 秋田県県営工事検査実施要領別記第1の「工事検査の基準」の検査実施内容に記載があり、秋田県土木工事共通仕様書出来形管理基準等に測定項目、規格値が設定されていない場合の工事検査の出来形規格値(許容範囲)の取扱いはどうか。 (第2条関係)	出来形管理基準等において規格値が設定されていない工種については、類似工種等により適宜設定し、あらかじめ監督員と協議し決定するものとする。

【 秋田県補助事業工事確認検査実施要領関係 】

質 問	回 答
(検査要綱関係) 1. 建設部所管の市町村が施行している国土交通省関係の補助事業は、その国庫補助金の交付事務を建設省告示によって県に委任されているが、これらの事業の検査には、この規程は適用されないものと解するがどうか。 (第2条関係)	ご理解のとおり、本規程は県から交付される国庫又は県単補助金に係る補助事業工事について適用するものである。
(補助事業工事確認検査実施要領関係) 2. 補助事業は施行主体で完成検査を実施しているが、更に、県の検査はこの検査基準によって検査するのか。 (第3条関係)	施行主体が本検査基準に沿った検査を実施している場合は、その内容を確認のうえ、必要に応じて検測等を実施する。
3. 補助事業施行主体からの検査要請は、どのような手続きとなるのか。 (第5条関係)	県営工事の検査要請書に準じた手続きをするように指導して下さい。
4. 検査は、検査要請のあった時及び実績報告書の提出があったとき等に行うとあるが、検査の時期が完成期日より大幅に遅れたり、年度末に集中して適切性を欠くと予想される場合は、施行主体との協議のもとに要綱第六条第3項の規定により、一定の時期に実施してよいのか。 (第5条関係)	ご理解のとおり実施してよいものとする。
5. 災害復旧事業（補助事業）で施越工事を伴う場合の完成確認検査の実施時期は、施越工事を含め工事完成時点としてよいのか。 (第5条関係)	ご理解のとおり取り扱うこととする。なお、工事検査報告書及び完成検査調書には、補助金の総額及びこれらの年度区分を明記するものとする。
6. 補助事業の当初の交付決定額が年度途中変更される場合、事務手続きとして変更交付決定通知が遅れることが多いことから、工事実施は変更割当内示によって行われているのが実態であるので、完成確認検査を変更交付決定通知前に実施してよいのか。 (第5条関係)	補助金の変更割当内示のあった期日以降であれば実施してよいものとする。

質 問	回 答
7. 全体工事確認検査の詳細な実施方法を示されたい。 (第5条関係)	1 地区の年度割当予算内で発注した全ての工事について確認検査を実施すること。 2 書類検査と現地検査について 〔書類検査〕 ◇補助金交付関係書類 ◇設計図書関係書類 ◇工事契約関係書類 ◇施工管理関係書類 ◇委託契約関係書類 など 〔現地検査〕 ◇現地検査は必要に応じて実施すること。 ◇但し、書類検査により当該補助事業の適正な遂行を確認できる時は、現地検査を省略することができるものとする。
8. 補助事業工事の検査は原則として地方検査員が行うことになっているが、大規模な施設、建物については特に専門的知識を要するので検査課で対応してもらえないか。 (第6条関係)	第6条の2により、課所長は検査課長と協議してほしい。但し、協議は補助指令額が750万円以上の事業で、1件の契約額が1,500万円以上の工事とし、所定の工事検査要請書により行うこととする。

関 係 通 達

検 - 7077
昭和63年2月10日

関係課所長 様

出 納 局 長

工事検査の実施について（通知）

工事検査の実施については、これまでも秋田県工事検査諸規程等により実施してきたところですが、なお一層これらの諸規程等を遵守して厳正な工事検査の執行に努めるとともに内部牽制機能を十分に果たせるよう次の事項に留意のうえ、遺憾のないようにしてください。

1. 工事関係者には当該工事の検査を担当させないこと。
2. 人事異動があった場合、前任地又は前職において担当した工事の検査は、当分の間（1年間）担当させないこと。
3. 継続的な工事（単年度事業であっても、全体事業実施計画等に基づき継続的に行われるものを含む）には、同一検査員を担当させないこと。
4. 工事の規模・内容によって必要と認めるときは、複数の検査員で検査を行わせること。
5. なお、工事検査報告書の文書保存期間は、昭和63年2月1日付文-616号によりそれぞれの文書保存期間に合わせて決定すること。

検 - 36
平成19年4月10日

各部局長、教育長、県警本部長、各地域振興局長 様

出 納 局 長

秋田県工事検査要綱等の制定について（通知）

秋田県訓令第8号等の廃止に伴い、秋田県工事検査要綱等を制定しましたので通知します。

関 係 通 達

検 - 31
平成21年6月12日

各部局長、教育長、県警本部長、
農林水産部各課長、建設部各課長、
各地域振興局長

様

出 納 局 長

秋田県工事検査要綱及び秋田県県営工事検査実施要領の
一部改正について（通知）

秋田県工事検査要綱及び秋田県県営工事検査実施要領の一部を改正したので通知します。

なお、部局長にあっては、関係各課所長に周知して下さるようお願いします。

秋田県工事検査要綱の改正内容

第二条第三号で定める「補助事業工事」を「市町村、団体等が国又は県から補助金を受けて施行する事業に係る工事をいう」から「市町村、団体等が県から交付される国庫又は県単補助金により施行する工事をいう」に変更した。

秋田県県営工事検査実施要領の改正内容

第3条の検査区分表のうち、2. 中間検査イの「ただし、複数年に亘る工事で各年度区切りにおいて1件の支払額が1,500万円以上の場合は、専任検査員が行う」を削除した。

検 - 32
平成21年6月12日

各部局長、教育長、県警本部長、
農林水産部各課長、建設部各課長、
各地域振興局長

様

出 納 局 長

中間検査運用基準の制定について（通知）

県が発注する工事の中間検査については、秋田県県営工事検査実施要領（平成19年4月1日）第4条に規定されているところであるが、次のとおり運用基準を定め平成21年7月1日から施行することとしたので通知します。

なお、部局長にあっては、関係課所長に周知して下さるようお願いします。

検 - 28
平成24年10月3日

技術管理課長、農地整備課長
各地域振興局長（農村整備課扱い） } 様

出 納 局 長

秋田県工事検査要綱・要領一部改正について（通知）

このことについて、別紙のとおり一部改正したので通知します。

- 1 送付資料
(1) 工事検査の基準 (2)出来形検査新旧対照表
(2) 改正後の工事検査の基準(2)出来形検査
- 2 施行期日
平成24年11月1日から施行する。

検 - 81
平成26年4月15日

各部局工事発注担当課長、教育長総務課長、
県警本部会計課長、各地域振興局総務企画部長 } 様

出納局検査課長

検査時における「工事の施行に係る関係者」の立会いの徹底について（依頼）

日頃、検査業務の円滑な推進につきまして御理解、御協力いただき厚くお礼申し上げます。
平成25年度の専任検査員による検査において、発注者側の立合いが担当者だけの事例がみられました。

立合いについては、秋田県工事検査要綱第七条1項により関係者の立合いを求めており、また秋田県県営工事検査実施要領第5条に関係者の範囲を示しています。今後の専任検査においては、発注者側の施工主体責任者と工事監督職員、施工者側の工事請負責任者と現場担当責任者の立合いの徹底をお願いします。

なお、施工主体責任者としての立合いは、原則班長職以上の者をお願いしていますが、都合がつかない場合には主査級職以上でも可能です。

検 - 136

平成28年4月27日

庁内関係課長、教育長施設整備室長、県警本部会計課長
各地域振興局総務企画部長、農林部長、建設部長

様

出納局検査課長

秋田県工事検査の取り扱いについて（通知）

工事検査については、秋田県工事検査要綱等により実施してきたところですが、検査の効率化を図るため、平成28年5月1日以降に検査を行う工事から検査用黒板を廃止することとしましたので通知します。

検査用黒板を廃止した後の工事検査については、次のとおり取扱うこととしますので遺憾のないようにしてください。なお、各課所においては、職員に周知徹底して下さるようお願いいたします。

1 実地検査の手順

検査測定箇所については、別紙「実地検査の手順」のとおり書類検査ののちに検査員が決定するものとする。

なお、現場条件や気象条件、コアー抜き取り等により検測に準備が必要な場合は、監督員が検査員と調整のうえ受注者に指示するものとする。

2 通知後における専任検査以外の工事検査報告書等（委任検査含む）

工事検査報告書様式第4-2の記載内容は別紙を参考に作成してください。その他、検査調書等については変更ありません。

3 復命用写真

当該検査を実施したことがわかる写真（検査員と受注者側の写っているもの）を1工事につき1枚、工事検査報告書に添付するものとする。（黒板は不要）

検 - 59

平成30年4月20日

各部局工事発注担当課長、教育長総務課施設整備室長
県警本部会計課長、各地域振興局総務企画部長

様

出納局検査課長

秋田県工事検査の取り扱いについて（通知）

日頃、検査業務の円滑な推進につきましてご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

秋田県工事検査の取り扱いについて、平成28年4月27日付け検第136号により実施してきたところですが、より解りやすい検査記録とするため、平成30年5月1日以降に検査を行う工事から、工事検査報告書及び復命用写真を次のとおり取り扱うこととしましたので通知します。

なお、各課所においては、職員に周知徹底してくださるようお願いします。

1 通知後における専任検査以外の工事検査報告書等（委任検査含む）

工事検査報告書様式第4-2の記載内容及び添付資料は資料1を参考に作成してください。

出来形検測結果について、出来形管理図等に検測値を記載した資料を添付することとしました。検測結果資料を新たに作成するものではなく、提出済み資料の写しに手書きで記入するものです。

また、品質及び出来ばえ検査結果については、現地観察結果（各種試験結果）以外に特記する事項が無い場合は、評価対象工種の考査項目別運用表を添付し、記載を省略できるものとします。

その他、検査調書等については変更ありません。

2 復命用写真

当該検査を実施したことがわかる写真（検査員が写っているもの）を1工事につき1枚以上、工事検査報告書に添付するものとする。（黒板は不要）

新たに、完成写真の写しを検査当日に提出するものとします。（資料2）

検 - 612

平成31年3月25日

技術管理課長、農地整備課長
各地域振興局長（農村整備課扱い）

様

出 納 局 長

秋田県工事検査要綱・要領の一部改正について（通知）

このことについて、別紙のとおり一部改正したので通知します。

1 送付資料

(1) 工事検査の基準 (2)出来形検査新旧対照表

(2) 改正後の工事検査の基準(2)出来形検査

2 施行期日

平成31年4月1日から施行する。

事務連絡
令和3年12月23日

庁中各課所長
教育庁各課長
警察本部各課長
地域振興局各部長

様

秋田県出納局検査課長

秋田県工事検査の取り扱いについて（通知）

令和3年11月25日付け技管-521「設計図書において撤去することとしている足場等について（通知）」について工事検査は次のとおり取り扱う。

- ① 中間検査は、工事目的物を対象として共通仕様書に示す関係書類を提示すること。
- ② 完成検査は、秋田県県営工事検査実施要領第4条第1項の規定により要請すること。
- ③ 内容に不明な点がある場合は、検査課に問い合わせること。

検 - 128
令和4年5月16日

各部主管課長 農林水産部各課長 建設部各課長 各地域振興局各部長
各港湾事務所長 各空港管理事務所長
公営企業課長 各発電事務所長 秋田発電・工業用水道事務所長
教育庁総務課長
県警本部警務部会計課長 県警本部交通部交通規制課長

様

出納局検査課長

秋田県県営工事検査要領の様式等の修正について（通知）

秋田県工事検査要綱・要領（平成31年4月）に記載している「秋田県県営工事検査要領」の様式第2号（第7条関係）について、「簡易」と記載しているものを同要領の本文と統一し「輕易」に修正しました。また、「秋田県工事検査関係質疑応答」についても、回答内容の一部を時点修正しましたのでお知らせします。

なお、農林水産部および建設部以外の部については、主管課のみに通知しておりますので、関係する課室所等に周知願います。

検-626

令和5年1月4日

庁中各部局長 教育次長 警察本部長 } 様
各地域振興局長 出納局各課長 }

出 納 局 長

秋田県営工事検査実施要領の一部改正について

このことについて、別紙のとおり一部改正しましたので通知します。
なお、今回の改正は令和5年4月1日から施行となります。

【改正概要】

※ 専任検査員による検査の契約対象額を1,500万円以上から2,000万円以上に引き上げ。

(別記様式1 (検-84 平成6年3月28日通知関係))

出 納 局 長 様

令和 年 月 日

部 局

長

検 査 員 任 命 内 申 書

検査員証番号	課(所)名	担 当 名 (課・担当名)	職 名	氏 名	事務職員 技術職員の別	生年月日	分 掌 事 務	異 動 年 月 日	異動前の勤務 課(室)所名	検査員証 返納年月日	摘 要
(注) 1. この内申書には、引き続き検査員とする職員及び新規に検査員として内申する職員全員を記載すること。 2. 新規内申の職員は、摘要欄に新規と記載すること。 3. 内申年月日は4月1日とし、年度途中で新規内申する場合はその都度の日。 4. 課名・係(担当)名は行政機構図の順序により記載すること。 5. 内申書規格はA4版とすること。 6. 退職等により検査員証が不要となったときは、速やかに検査課に返還すること。											

(別記様式2 (検-84 平成6年3月28日通知関係))

検 査 課 長 様

令和 年 月 日

部 局 長

令和〇〇年度本庁検査員・地方検査員工事検査実績報告書

(単位：千円)

県 が 施 行 し た 工 事					市町村などが施行した補助事業の工事					合 計				
総検査 件 数	中 間 検査件数	出来形 検査件数	完 成 検 査 件 数	契 約 額	総検査 件 数	中 間 検査件数	出来形 検査件数	完 成 検 査 件 数	契 約 額	総検査 件 数	中 間 検査件数	出来形 検査件数	完 成 検 査 件 数	契 約 額
()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()

要 綱 第 八 条 の 改 善 を 要 し た 工 事 の 状 況

項 目	主 管 課 (室) 長 協 議 件 数			指 示 書 発 行 件 数			合 計		
	完成検査時	中間検査時	計	完成検査時	中間検査時	計	完成検査時	中間検査時	計
県 が 施 行 し た 工 事									
市町村などが施行した補助事業の工事									
合 計									

1. この報告書は、本庁検査員及び地方検査員が4月1日から翌年3月31日までの1年間に検査した実績を記載し、毎年4月30日まで提出すること。
2. () 内は、検査課からの委任による件数等を内数として記入すること。

検 査 委 任 工 事 実 施 一 覧 表

課・所名					検査課からの委任通知													
					年 月 日		番 号											
工事名・事業名	路線・河川・地区名	年度(予算)	工事番号	所管別	所管部局(課・室)	施工箇所	契約額(清算後)単位:円	工事契約社名・代表者名	契約・着手・完了の年月日	工事概要	検査区分	実完成年月日	完成確認年月日	検査年月日	検査報告年月日	工種・評定点	検査員職・氏名	摘要

<記入上の留意点等>

- ・年度(予算)は「H〇〇繰越」、「H〇〇通常」等、年度及び予算種別
- ・所管別は、「農政」、「林務」、「建設(土木)」、「建築・設備」の4区分
- ・所管部局(課・室)は、予算を所管する本庁の「課・室」の名称
- ・工事概要は、主要な工事の内容(検査要請書の内容と同程度)
- ・検査区分は、「完成」、「第1回中間」等、検査の区分(中間の場合は必ず「回数」を明記)
- ・実完成年月日、完成確認年月日は中間検査の場合は不要
- ・検査報告年月日は、検査復命書の起案年月日(原則として検査調書作成年月日と同じ)
- ・工種・評定点で、工種は工事成績評定表の「工種」の名称。評定点は、完成の場合は「評定点合計」、中間の場合はその時の検査の「検査員の評定」

中 間 検 査 運 用 基 準

中間検査運用基準

県が発注する工事の中間検査については、秋田県県営工事検査実施要領（平成19年4月1日）第4条に規定されているところであるが、次のとおり運用基準を定め平成21年7月1日から施行することとしたので通知します。なお、部局長にあっては、関係課所長に周知して下さるようお願いします。

1 中間検査を実施する工種、実施時期等

中間検査を実施する工種、実施時期等は、次のとおりとする。ただし、これによりがたい場合及び特殊な工事等については、工事の内容、規模等を勘案の上、契約担当者が決定できるものとする。

(1) 土木工事

表－1

工 種		中間検査対象	実施時期	中間検査の程度
基礎工	杭基礎	既製杭 場所打杭	施工途中又は 杭頭処理完了時	1 工事 1 回以上
	その他特殊な 基礎	矢板基礎	施工途中又は完了時	
		ケーソン基礎 鋼管矢板基礎 地中連続壁基礎等	契約担当者が工事ごとに定める	
鉄筋コンクリート 工		重要構造物ごと ^{注1}	施工途中	1 工事 1 回以上
車道路盤工 (完成時に覆工 される場合)		2 千㎡以上 (瀝青安定処理工を除く)	施工途中又は完了時	1 工事 1 回以上
橋梁	鋼橋 (仮組立がある場合)	仮組立完了時		
	P C 橋 (ポストテンション)	P C 鋼線・鉄筋組立完了 時		
トンネル		支保工 覆工 インバート工	施工途中又は部分完了時	
管渠工 下水道 パイプライン	開削工 (基礎工、管渠据付)	施工途中又は完了時		
	推進工	推進完了時		
	圧力管渠 (基礎工、管渠据付)	施工途中又は完了時		

工 種	中間検査対象	実施時期	中間検査の程度
港湾・漁港・海岸 ケーソン セルラブロック 異形ブロック	基礎工	施工途中又は完了時	1 工事 1 回以上
	製作工	施工途中又は完了時	
地盤改良	サンドコンパクション工 バーチカルドレーン工 固結工法 振動締固め工	施工途中又は完了時	
ほ場整備	整地工（荒整地）	施工途中又は完了時	
	水路工（面工事と一括発注される幹線及び支線の用・排水路）	施工途中又は完了時	
	暗渠排水工	施工途中又は一次埋戻し完了時	
農用地造成		施工途中又は完了時	契約担当者が工事ごとに定める
ダム工	治山ダム、砂防えん堤を除く		
特殊工法を採用した工事	シールド工、無散水消雪工ほか契約担当者が必要と認めたもの		
工場製作工	P C スノーシェッド・スノーシェルター、プレキャスト床版ほか契約担当者が必要と認めたもの	工場製作の途中	1 工事 1 回以上

注 1 重要構造物とは、橋台、橋脚、鉄筋コンクリート擁壁、鉄筋コンクリート床版、内空断面が 2.5 m 以上の鉄筋コンクリートカルバート類、堰、水門、樋門、下水道処理場とする。

なお、橋台、橋脚、鉄筋コンクリート擁壁は高さ 5 m 以上、堰、水門、樋門は高さ 3 m 以上を対象とする。

(2) 営繕工事

表-2

工 種	中間検査対象	実施時期	中間検査の程度
建築工事 (1棟の延べ面積が500㎡を越える場合) 注2	木造及び鉄骨造	建方完了時	1工事1回以上
	1,000㎡を越える 鉄筋コンクリート造 鉄骨鉄筋コンクリート造 補強コンクリートブロック造	・基礎配筋完了時 ・いずれかの階の配筋完了時(原則1階)	1工事2回以上
	500㎡を越え1,000㎡以下の鉄筋コンクリート造 鉄骨鉄筋コンクリート造 補強コンクリートブロック造	いずれかの階の配筋完了時(原則1階)	1工事1回以上
機械設備工事	機器、配管、ダクト類 (1棟の延べ面積が500㎡を越える場合) 注2	建築的に隠ぺいされる前	1工事1回以上
電気設備工事	ラック、配管、ボックス、配線 (1棟の延べ面積が500㎡を越える場合) 注2	建築的に隠ぺいされる前	1工事1回以上
修繕工事	1億円以上のもの	建築的に隠ぺいされる前	1工事1回以上

注 2 ただし、1工事に複数の棟がある場合、若しくは、一の棟を工区分けして施工する場合には別途、検査課と協議すること。

- 2 請負者には、特記仕様書により中間検査を実施する工種等を明示するものとする。
- 3 中間検査で確認した出来形部分については、完成検査や出来形検査時の確認を省略できるものとする。
- 4 「秋田県営工事検査実施要領第4条の運用について」(平成19年3月15日付け建管一2283)は廃止する。

關 係 法 令 等

関係法令等

○地方自治法

(契約の履行の確保)

第二百三十四条の二 普通地方公共団体が工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約を締結した場合においては、当該普通地方公共団体の職員は、政令の定めるところにより、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行なう工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。）をするため必要な監督又は検査をしなければならない。

2 普通地方公共団体が契約の相手方をして契約保証金を納付させた場合において、契約の相手方が契約上の義務を履行しないときは、その契約保証金（政令の定めるところによりその納付に代えて提供された担保を含む。）は、当該普通地方公共団体に帰属するものとする。ただし、損害の賠償又は違約金について契約で別段の定めをしたときは、その定めるところによるものとする。

○地方自治法施行令

(監督又は検査の方法)

第百六十七条の十五 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督は、立会い、指示その他の方法によつて行なわなければならない。

2 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による検査は、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類（当該関係書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）に基づいて行わなければならない。

3 普通地方公共団体の長は、地方自治法第二百三十四条の二第一項に規定する契約について、契約の目的たる物件の給付の完了後相当の期間内に当該物件につき破損、変質、性能の低下その他の事故が生じたときは、取替え、補修その他必要な措置を講ずる旨の特約があり、当該給付の内容が担保されると認められるときは、同項の規定による検査の一部を省略することができる。

4 普通地方公共団体の長は、地方自治法第二百三十四条の二第一項に規定する契約について、特に専門的な知識又は技能を必要とすることその他の理由により当該普通地方公共団体の職員によつて監督又は検査を行なうことが困難であり、又は適当でないと認められるときは、当該普通地方公共団体の職員以外の者に委託して当該監督又は検査を行なわせることができる。

○秋田県行政組織規則

(出納局の各課及びセンターの所掌事務)

第十三条 出納局の各課及びセンターの所掌事務は、次のとおりとする。

検査課

- 一 県が施行する主要な工事及び施設の検査に関すること。
- 二 市町村等が施行する補助事業に係る主要な工事及び施設の検査に関すること。

○秋田県財務規則

(検査)

第一百八十条の二 法第二百三十四条の二第一項に規定する検査は、知事が別に定める場合を除き、検査員(契約担当者又は知事が命ずる職員をいう。以下同じ。)が行うものとする。

(検査の方法)

第一百八十条の三 検査員は、請負契約に係る検査を行う場合は、契約者及び当該契約に係る工事監督職員の立会いを求めなければならない。

2 検査員は、特にその必要があるときは、破壊し、若しくは分解し、又は試験して検査を行うものとする。この場合において契約者は、その費用を負担し、これを原状に復さなければならない。

3 前二項に規定するもののほか、検査の方法に関し必要な事項は別に定める。

(検査調書の作成)

第一百八十条の四 検査員は、検査を完了したときは、検査調書を作成し、契約担当者に提出しなければならない。この場合において、検査員が検査調書に記載すべき事項に係る情報を物品等調達支払管理システムを使用して物品等調達支払管理システムに係る電子計算機に備えられたファイルに記録したときは、検査調書を作成し、及び契約担当者に提出したものとみなす。

2 検査員は、検査を行つた結果、その給付が当該契約の内容に適合しないものであると認めるときは、その措置についての意見を前項の検査調書に記載し、又は物品等調達支払管理システムを使用して物品等調達支払管理システムに係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

(検査及び引渡し)

第二百十六条 契約者は、工事が完成したときは、すみやかに契約担当者に工事完成の届出をしなければならない。

2 契約担当者は、前項の届出を受けたときは、すみやかに検査員に検査を行わせ、当該検査に合格したものについては、直ちにその引渡しを受けるものとする。

3 前項の検査に合格しないときは、契約者は、契約担当者の指定する期間内に自己の負担においてこれを補修し、又は改造して契約担当者の再検査を受けなければならない。

4 第二項の規定は、前項の検査について準用する。

○政府契約の支払遅延防止等に関する法律

（政府契約の必要的内容事項）

第四条 政府契約の当事者は、前条の趣旨に従い、その契約の締結に際しては、給付の内容、対価の額、給付の完了の時期その他必要な事項のほか、次に掲げる事項を書面（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）（財務省令で定めるものに限る。）を含む。第十条において同じ。）により明らかにしなければならない。ただし、他の法令により契約書（その作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。）の作成を省略することができるものについては、この限りでない。

- 一 契約の目的たる給付の完了の確認又は検査の時期
- 二 対価の支払の時期
- 三 各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
- 四 契約に関する紛争の解決方法

（給付の完了の確認又は検査の時期）

第五条 前条第一号の時期は、国が相手方から給付を終了した旨の通知を受けた日から工事については十四日、その他の給付については十日以内の日としなければならない。

２ 国が相手方のなした給付を検査しその給付の内容の全部又は一部が契約に違反し又は不当であることを発見したときは、国は、その是正又は改善を求めることができる。この場合においては、前項の時期は、国が相手方から是正又は改善した給付を終了した旨の通知を受けた日から前項の規定により約定した期間以内の日とする。

（時期の定の特例）

第七条 契約の性質上前二条の規定によることが著しく困難な特殊の内容を有するものについては、当事者の合意により特別の期間の定をすることができる。但し、その期間は、前二条の最長期間に一・五を乗じた日数以内の日としなければならない。

（完了の確認又は検査の遅延）

第九条 国が約定の時期までに給付の完了の確認又は検査をしないときは、その時期を経過した日から完了の確認又は検査をした日までの期間の日数は、約定期間の日数から差し引くものとし、又当該遅延期間が約定期間の日数を越える場合には、約定期間は満了したものとみなし、国は、その越える日数に応じ前条の計算の例に準じ支払遅延に関し約定した利率をもつて計算した金額を相手方に対し支払わなければならない。

（この法律の準用）

第十四条 この法律（第十二条及び前条第二項を除く。）の規定は、地方公共団体のなす契約に準用する。